

目次

【はじめに】	5
1 総合計画とは	6
2 総合計画の名称、構成、期間	6
(1) 計画の名称	6
(2) 計画の構成	6
(3) 計画の期間	6
3 本市をとりまく社会環境	7
(1) 急激な少子高齢化と人口減少	7
(2) 持続可能な社会への新たな展開	7
(3) 経済の長期的な低迷から再生へ	8
(4) 求められている安全・安心な暮らし	8
(5) 急激なIT社会の進展	8
(6) 地方分権の進展と行財政改革	9
4 市民意識の現状	10
(1) 市民が描く「川越市の将来像」	10
(2) 性・年代別の「川越市の将来像」	10
(3) 市民が考える「よくなってきた施策」	11
(4) 市民が考える「力を入れるべき施策」	12
5 第二次川越市総合計画から第三次川越市総合計画へ	13
【基本構想】	15
1 基本構想の理念	16
2 都市づくりの目標	17
(1) 将来都市像	17
(2) 基本目標	17
(3) 将来人口	18
(4) 土地利用構想	19
3 施策の大綱	22
(1) 全体に共通する方向性	22
協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進	22
(2) 分野別の方向性	23
1) とともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	23
2) 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち	24
3) 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち	25
4) にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち	25
5) 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち	26
6) 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち	27

【前期基本計画】	29
1 前期基本計画の位置付け	30
2 人口推計	30
3 土地利用	32
(1) 土地利用の基本方針	32
(2) 用途別土地利用	32
(3) 地域別土地利用	33
4 前期基本計画の施策体系	35
(1) 共通施策	35
(2) 分野別施策	36
共通施策	
協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進	43
第1節 協働によるまちづくり	44
第2節 行財政改革の強力な推進	46
第3節 広域行政の推進	54
分野別施策	
第1章 ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	57
— 保健・医療・福祉 —	
第1節 だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり	58
第2節 生涯を通じた健康づくりと安全なまちづくり	68
第3節 安心できる生活を支えるしくみづくり	72
第2章 学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち	75
— 教育・文化・スポーツ —	
第1節 活力ある地域を創る生涯学習の推進	76
第2節 個性を生かす学校教育の推進	80
第3節 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造	84
第4節 多文化共生と国際交流・協力の推進	88
第5節 生涯スポーツの推進	90
第3章 人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち	93
— 都市基盤・生活基盤 —	
第1節 都市の魅力の創出	94
第2節 交通ネットワークの構築	102
第3節 自然と調和した基盤づくり	108
第4章 にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち	121
— 産業・観光 —	
第1節 地域経済の活性化と産業振興	122
第2節 観光による地域振興	132
第5章 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち	137
— 環境 —	
第1節 総合的かつ計画的な環境行政の推進	138
第2節 循環型社会の構築	142
第3節 環境保全対策の推進	148
第6章 人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち	153
— 地域社会と市民生活 —	
第1節 ふれあいと思いやりのある地域社会の形成	154
第2節 安全で安心な暮らしの確保	162

【資料】	175
1 第三次川越市総合計画策定経過	176
2 川越市総合計画審議会	178
(1) 第三次川越市総合計画について（諮問）	178
(2) 第三次川越市総合計画について（答申）	178
(3) 川越市総合計画審議会名簿	178
3 かわごえ市民会議	179
(1) 今後の川越市のまちづくりに係る最終提言	179
(2) かわごえ市民会議委員名簿	179
4 庁内の検討体制	181
(1) 第三次川越市総合計画策定委員会等名簿	181
1) 策定委員会	181
2) 幹事会	181
3) 平成 15 年度調査研究会	181
4) 平成 16 年度調査研究会	182
5) 基礎調査プロジェクトチーム<プロジェクト K>	183
6) 文章精査担当	183
7) 事務局職員	183
5 用語解説	184

市紋章



中央に川越の「川」をおき、周りにカタカナの「コエ」を配して「川越」を象徴しています。

明治 45 年 5 月 11 日に制定されました。